証券コード　3963
平成29年６月12日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号
株式会社シンクロ・フード
代表取締役　藤代真一

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月27日（火曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬具

記

１．日　　時		平成29年６月28日（水曜日）午前10時（開場　午前９時30分）
２．場　　所		東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号　渋谷東口ビル４階 （TKPガーデンシティ渋谷　ホール４C）
３．目的事項		
	報告事項	第14期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告の内容及び計算書類報告の件
	決議事項	
	議　　案	取締役５名選任の件

以上

◎　当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
◎　定時株主総会終了後、経営説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.synchro-food.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府の経済対策や金融政策の効果等による企業業績や雇用情勢の改善に加え、訪日外国人旅行客の増加等により、景気は緩やかな回復基調で推移しています。ただし、海外の政治情勢の不確実性の高まりから海外経済全体への影響が懸念される等、依然として先行きの不透明な状況にあります。

飲食業界におきましては、原材料価格の高騰や人手不足に伴う人件費等のコスト上昇等があるものの、客数や客単価が前年を上回ったことにより、全体の売上高は前年をやや上回る水準で推移しております。(出所：一般社団法人日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査 平成29年３月度結果報告」)

このような事業環境のもと、当社は、“食の世界をつなぐ”を経営理念として、出店開業・運営支援サイトである「飲食店.COM」をはじめとするインターネットメディア事業を運営してまいりました。「飲食店.COM」においては、積極的なSEO対策やインターネット広告、ユーザーの口コミ、オウンドメディア(Foodist Media)等による認知度向上により、平成29年３月末時点における登録ユーザー数が112千件(前事業年度比16.2%増)と順調に増加するとともに、重要な経営指標である有料ユーザー数(注1)についても、6.6千件(前事業年度比10.6%増)と順調に増加しております。また、「飲食店.COM」に対してサービス提供する不動産事業者や食材仕入事業者等の関連事業者(注2)についても、3,445社(前事業年度比25.0%増)と、順調に増加しております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は1,052,263千円(前事業年度比23.9%増)、営業利益は450,655千円(前事業年度比40.5%増)、経常利益は423,445千円(前事業年度比31.1%増)、当期純利益は264,527千円(前事業年度比26.1%増)となりました。

なお、当社はインターネットメディア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。サービス別の売上高の内訳は、運営サービス779,394千円(前事業年度比26.1%増)、出退店サービス192,593千円(前事業年度比12.9%増)、その他サービス80,275千円(前事業年度比32.9%増)であります。

また、ユーザーからの売上高は807,546千円となり、関連事業者等からの売上高は244,716千円となりました。

（注）１．当該事業年度において、「飲食店.COM 店舗物件探し」「求人＠飲食店.COM」「飲食店.COM 厨房備品購入」の有料サービスを利用したユーザーアカウント数を記載しております。
２．当該事業年度末時点において、不動産事業者、内装事業者、食材仕入事業者として登録している事業者数を記載しております。

(2) 設備投資の状況

該当事項がないため、設備状況に関する記載はしておりません。

(3) 資金調達の状況

東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資による400,000株の新株発行により772,800千円、第三者割当増資（オーバーアロットメント）105,000株により202,860千円の資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① サービスの継続的成長

当社が提供するサービスは、主力サイトである「飲食店.COM」をはじめとして、多数のユーザー及び、ユーザーへサービス提供を行う各事業者によって支えられていると考えており、ユーザーや各事業者が求めるニーズに応えるための継続的なサービス改善を課題と認識しております。

特に、当社のサービスを利用するユーザーは112千件に達し（平成29年３月31日現在)、その内有料ユーザー数は6.6千件に達しているものの（平成29年３月31日現在)、全国には飲食店は51.6万事業所存在し（出所：総務省「平成26年経済センサス基礎調査」)、拡大の余地が十分に残されているものと認識しております。一方で、各事業者が提供するコンテンツについても、サービス展開エリアの拡大による事業者数の増加や、新たなサービス企画・開発における事業者との取り組み強化によって、量と質の両面での更なる向上を実現することが必要であると認識しております。

今後も継続的な成長を実現するために、常にユーザー、事業者双方のニーズを汲み取り、当社サイト内のコンテンツ及びサービス・機能の充実による利便性の向上及び健全なサイト運営等を強化し、ユーザー及び各事業者から選ばれるサイトを目指してまいります。

② 知名度の向上

当社が運営するサイトである「飲食店.COM」は、ユーザー及びユーザーへサービス提供を行う不動産事業者や内装事業者からの認知度は徐々に高まってきております。しかしながら事業の更なる成長を実現するためには、より多くのユーザーや、これから飲食店の開業を目指す潜在層、幅広い事業者層を獲得する必要があります。当社では、サイト内のコンテンツ拡充や機能充実に留まらず、オウンドメディア等の積極展開により、より幅広い層のユーザーや事業者の獲得を目指してまいります。

③ 新技術への対応

当社はインターネット技術をもとにしたプラットフォーム企業であり、当社の属するインターネット業界では技術革新が絶え間なく行われております。このような事業環境の下、インターネット上のサービスや機能に限らず、ハードウェアからソフトウェアまで様々なテクノロジーに適時に対応するとともに、このテクノロジーを積極的に取り入れ、新しいサービスを開発することで、事業の継続的拡大を目指してまいります。

④　優秀な人材の採用

当社は、今後の更なる事業拡大を目指すうえで、開発部門及び営業部門等における優秀な人材の確保及び人材の育成が重要な課題であると認識しております。特にサーバーの運用やサイト構築を担当する技術者は専門性が高く、適時に採用することが困難な場合があります。

人材確保においては、中途採用活動を積極的に実施しつつ、新卒採用で確保した人材の教育活動を強化することで早期戦力化を目指してまいります。

⑤　システムの安定稼働と強化

当社は、インターネット上にて様々なサービスを提供していることから、安定した事業運営を行うにあたり、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社は、アクセス数及び会員数に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取り組んでまいります。

⑥　経営管理体制と内部管理体制の強化

当社は、市場動向、競合企業の動向、顧客ニーズ、技術革新等の変化に対して速やかに対応できる組織を運営するため、経営管理体制の更なる強化が必要であると考えております。また、組織が健全かつ効率的に運営されるように、当社では多様化するリスクを正しく把握し、対処しながら収益をあげていくとともに、コンプライアンスの強化を重視した内部管理体制の整備、強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成26年度 第11期	平成27年度 第12期	平成28年度 第13期	平成29年度 (当期)第14期
売上高	553,242 千円	649,894 千円	849,112 千円	1,052,263 千円
当期純利益	78,751 千円	124,244 千円	209,784 千円	264,527 千円
1株当たり当期純利益	10.93 円	17.25 円	29.13 円	33.30 円
総資産	377,273 千円	485,074 千円	776,325 千円	2,093,479 千円
純資産	216,716 千円	340,960 千円	550,744 千円	1,790,823 千円

(注)　当社は、平成27年12月11日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を、平成28年7月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成29年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との関係

該当事項がないため、親会社に関する記載はしておりません。

②　重要な子会社の状況

該当事項がないため、子会社に関する記載はしておりません。

(7) 主要な事業内容

当社運営Webサイトの各サービスの内容は以下のとおりであります。

サイト及び サイト内のサービス名		サービス 提供対象		サービスの内容
飲食店.COM				
	店舗物件探し	ユーザー (飲食店)	無料	・出店開業や運営に関わる各種情報の検索、閲覧 ・店舗物件情報の検索、閲覧、取扱不動産事業者への問合せ
			有料	・店舗物件検索時の検索項目増加による検索性の向上及び検索結果の詳細情報表示 ・特別店舗物件の検索・閲覧・問合せ
		不動産 事業者	有料	・店舗物件情報の登録、管理 ・問合せを行ったユーザーとのWeb上でのやり取り
	厨房備品購入	ユーザー	有料	・調理道具等の厨房備品、中古厨房備品の購入・据付
		販売事業者	有料	・調理道具、中古厨房備品等の販売・納品
	食材仕入先探し	ユーザー	無料	・食材仕入先の検索、閲覧、問合せ ・マッチング結果の閲覧・業者選定・個別商談
		食材仕入 事業者	無料	・企業情報の登録、取扱商品情報の登録
			有料	・ユーザーとのマッチングエントリー ・ユーザーへの見積提案・個別商談
	PlaceOrders	ユーザー	無料	・仕入先・食材の登録 ・食材の発注 ・発注履歴の確認
	飲食M&A	ユーザー (売手)	無料	・事業・株式譲渡の相談
			有料	・事業・株式譲渡成立時のサービス利用
		ユーザー (買手)	無料	・売手情報の閲覧
			有料	・事業・株式譲渡成立時のサービス利用
	Foodist Media	・飲食店オーナーや飲食店で働く人々、開業希望者等、飲食業界に携わる様々な利用者へ参考情報を無料で配信		
求人@飲食店.COM				
	求人掲載	ユーザー	有料	・求職者に向けた求人情報の掲載 ・求職者のプロフィールの閲覧・スカウトの通知 ・求職者とのWeb上でのやり取り
	求人応募	求職者	無料	・プロフィール情報の登録 ・求人情報の閲覧・応募 ・飲食店とのWeb上でのやり取り
	Foodist JOB(求人応募)	求職者	無料	・検索条件の保存 ・条件に合致した求人情報のプッシュ送信 ・求人情報の閲覧・応募

サイト及び サイト内のサービス名		サービス 提供対象		サービスの内容
店舗デザイン.COM				
	内装デザイン・設計施行会社探し	ユーザー	無料	・内装事業者の閲覧・検索 ・マッチング結果の閲覧・業者選定・個別商談 ・内装事業者とのWeb上でのやりとり
		内装事業者	有料	・企業情報の登録、デザイン・設計作品の登録 ・ユーザーとのマッチングエントリー ・ユーザーへの見積提案・個別商談
求人@インテリアデザイン				
	求人掲載	内装事業者	有料	・求職者に向けた求人情報の掲載 ・求職者のプロフィールの閲覧・スカウトの通知 ・求職者とのWeb上でのやり取り
	求人応募	求職者	無料	・プロフィール情報の登録 ・求人情報の閲覧・応募 ・飲食店とのWeb上でのやり取り
居抜き情報.COM				
	店舗売却	ユーザー	無料	・店舗査定の相談
			有料	・店舗売却成立時のサービス利用
		不動産 事業者	有料	・ユーザーからの問合せ・内見依頼
飲食店PR.COM				
	プレスリリース配信	ユーザー	無料	・プレスリリース(出店告知等)の登録・配信

(8) 主要な営業所及び工場

名　　称	所　在　地
本社	東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号
大阪支社	大阪府大阪市北区梅田一丁目３番１号

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
48名	9名増

(注)　従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

(10)主要な借入先

該当事項がないため、借入先に関する記載はしておりません。

2. 会社の株式に関する事項　平成29年３月31日時点

(1) 発行可能株式総数　　9,600,000株

(2) 発行済株式の総数　　2,905,000株（自己株式36株を含む）

(3) 株　　主　　数　　818名

(4) 大　　株　　主

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
藤代　真一	1,600,000 株	55.08 %
エイトクラウズ株式会社	300,000 株	10.33 %
大須賀　康人	200,000 株	6.88 %
日本証券金融株式会社	83,000 株	2.86 %
山口　貴弘	76,800 株	2.64 %
MSIP CLIENT SECURITIES	60,000 株	2.07 %
株式会社ＳＢＩ証券	32,400 株	1.12 %
松原　宏樹	31,700 株	1.09 %
BANK JULIUS BAER AND CO., LTD.	27,000 株	0.93 %
CREDIT SUISSE AG	26,625 株	0.92 %

（注）　１．持株比率は小数点第２位未満を四捨五入して表示しております。
　　２．当社は、平成29年４月１日付けで普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、株式分割前の株式数を記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

・新株予約権の数
　1,800個
・目的となる株式の種類及び数
　普通株式　18,000株（新株予約権１個につき10株）
・新株予約権の払込価額
　払込を要しない
・新株予約権の行使価額
　１株当たり145円
・新株予約権の行使期間
　平成30年１月16日から平成38年１月13日まで
・その他取得の条件
　当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。
・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	保　有　者　数
取締役 （社外取締役を除く）	1,800個	１名

(2) 当事業年度中に当社従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
藤 代 真 一	代表取締役	－
大須賀 康 人	取 締 役	－
森 田 勝 樹	取 締 役	－
松 崎 良 太	取 締 役	きびだんご株式会社　代表取締役 サードギア株式会社　代表取締役
西 岡　　登	常勤監査役	－
井 上 康 知	監 査 役	長濱・水野・井上法律事務所　代表社員
中 山 寿 英	監 査 役	株式会社みなとグローバル　代表取締役 中山寿英会計事務所　所長

(注) 1．取締役松崎良太氏は社外取締役であり、事業会社における豊富なビジネス経験及び経営経験を有しております。
2．監査役西岡登氏は社外監査役であり、事業会社における豊富な監査経験を有しております。
3．監査役井上康知氏は社外監査役であり、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査役中山寿英氏は社外監査役であり、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社と社外取締役及び監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、1,000千円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	66,150千円 (1,950千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	6,750千円 (6,750千円)
合計 (うち社外役員)	7名 (4名)	72,900千円 (8,700千円)

(注) 取締役の報酬の決定については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、当社の業績及び本人の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会により決定しております。監査役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の限度内で、監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	松 崎 良 太	きびだんご株式会社	代表取締役	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
		サードギア株式会社	代表取締役	
監査役	井 上 康 知	長濱・水野・井上法律事務所	代表社員	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
監査役	中 山 寿 英	株式会社みなとグローバル	代表取締役	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
		中山寿英会計事務所	所長	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松 崎 良 太	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	西 岡 登	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を監視し、必要な発言を適宜行っております。
監査役	井 上 康 知	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士としての豊富な経験から、必要な発言を適宜行っております。
監査役	中 山 寿 英	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。主に税理士としての豊富な経験から、必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の前事業年度の監査計画・職務遂行状況、当事業年度の監査報酬見積の相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・全役職員の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため「コンプライアンス管理規程」等を定める。

・取締役及び使用人は、法令遵守はもとより、企業倫理・社会規範に則った行動を行い、健全な企業経営に努める。また、取締役会は、企業倫理・法令遵守を役職員に周知徹底する。

・コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」において、リスクあるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を執行役員会に適宜報告する。

・「コンプライアンス委員会」はコンプライアンス体制を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に則り、文書を作成し、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

・個人情報を含む情報資産を適切に保護するための対策を実施し、情報資産の管理を徹底する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、管理部を中心として様々なリスクに対して絶えず事前に適切な対応策を準備し、内部統制と一体化した全社的なリスク管理体制の構築、整備を行う。

・不測の事態が発生した場合には速やかに「コンプライアンス委員会」を招集し、迅速かつ適切な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、取締役会を毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うために、適宜、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を行う。

・当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する執行役員会を毎週１回以上開催する。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、監査役は、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。当該使用人は監査役の指揮命令に従い、その人事については監査役会の同意を必要とするものとする。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したときには、法令に従い、速やかに監査役に報告する。
・監査役は、定例重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができる。

⑦監査役へ報告をした者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度を整備するとともに、監査役への報告を行った当社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役職員に対して周知徹底する。

⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は速やかに処理するものとする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行い、適切に「内部統制報告書」を作成・提出する。

・当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化する。

⑪反社会的勢力への対応

・関係規程、マニュアル等を整備し、管理部を統括部署として、反社会的勢力の排除を推進する。

・反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行

取締役は、取締役及び監査役全員出席のもと、取締役会において経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

②監査役の職務執行

監査役は、取締役会議事録や稟議書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。

③リスク管理及びコンプライアンス

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、コンプライアンス委員会の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化及びコンプライアンスの遵守に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**2,022,098**	**流動負債**	**295,365**
現金及び預金	1,949,451	買掛金	4,955
売掛金	53,307	未払金	12,266
前払費用	5,556	未払費用	40,005
繰延税金資産	17,094	未払法人税等	114,338
その他	272	未払消費税等	27,198
貸倒引当金	△3,583	前受金	93,274
		その他	3,327
固定資産	**71,380**		
有形固定資産	**11,111**	**固定負債**	**7,290**
建物	10,578	資産除去債務	7,290
工具器具備品	532		
無形固定資産	**482**	**負債の部合計**	**302,656**
ソフトウエア	482	**純資産の部**	
投資その他の資産	**59,786**	**株主資本**	**1,790,823**
出資金	300	**資本金**	**499,830**
敷金及び保証金	39,427	**資本剰余金**	**487,830**
長期前払費用	303	資本準備金	487,830
繰延税金資産	1,755	**利益剰余金**	**803,272**
その他	18,000	その他利益剰余金	803,272
		繰越利益剰余金	803,272
		自己株式	**△108**
		純資産の部合計	**1,790,823**
資産の部合計	**2,093,479**	**負債・純資産の部合計**	**2,093,479**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		1,052,263
売上原価		94,306
売上総利益		957,956
販売費及び一般管理費		507,300
営業利益		450,655
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	9	
還付加算金	15	
その他	7	
		70
営業外費用		
寄付金	1,100	
株式交付費	9,898	
上場関連費用	16,281	
		27,279
経常利益		423,445
税引前当期純利益		423,445
法人税、住民税及び事業税		161,176
法人税等調整額		△2,258
当期純利益		264,527

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	12,000	―	―	538,744	538,744	―	550,744	550,744
当期変動額								
新株の発行	487,830	487,830	487,830	―	―	―	975,660	975,660
当期純利益	―	―	―	264,527	264,527	―	264,527	264,527
自己株式の取得	―	―	―	―	―	△108	△108	△108
当期変動額合計	487,830	487,830	487,830	264,527	264,527	△108	1,240,079	1,240,079
当期末残高	499,830	487,830	487,830	803,272	803,272	△108	1,790,823	1,790,823

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しておりますが、平成28年４月１日以後に取得する建物附属設備については定額法を採用しております。なお、耐用年数は以下の通りです。

建物　10年

工具、器具及び備品　６～12年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）による定額法によっております。

(2) 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2．会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額はありません。

3．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　15,671千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数　普通株式 2,905,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数　普通株式　36株

（注）当社は、平成29年４月１日付けで普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、株式分割前の株式数を記載しております。

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産（流動）の発生の主な原因は、未払賞与の否認、未払事業税の否認等であります。また、繰延税金資産（固定）の発生の主な原因は、資産除去債務の否認であります。

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約にかかるものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該のリスクについては管理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが１年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、流動リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1.信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、事業部及び管理部が取引先の状況を定期的にモニタニングし、取引相手ごとに期日及び残高管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2.資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持すること等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,949,451	1,949,451	－
(2) 売掛金	53,307		
貸倒引当金(※)	△3,583		
	49,723	49,723	－
(3) 敷金及び保証金	39,427	39,243	△183
資産計	2,038,602	2,038,418	△183
(1) 買掛金	4,955	4,955	－
(2) 未払金	12,266	12,266	－
(3) 未払法人税等	114,338	114,338	－
(4) 未払消費税等	27,198	27,198	－
負債計	158,759	158,759	－

(※) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　205円49銭

１株当たり当期純利益金額　　33円30銭

(注) 当社は、平成29年４月１日付けで普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

８．重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、平成29年２月７日開催の取締役会において、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、平成29年４月１日付で株式分割を行うことを決議いたしました。

(1)株式分割の割合及び時期

平成29年３月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、普通株式１株につき３株の割合で株式分割いたしました。

(2)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数　　2,905,000株

株式分割により増加する株式数　　5,810,000株

株式分割後の発行済株式総数　　8,715,000株

(3)株式分割の効力発生日

平成29年４月１日

(4)１株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の１株当たり情報は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自平成28年４月１日 至平成29年３月31日)
１株当たり当期純利益金額	33.30円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	32.33円

(5)新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の１株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第１回新株予約権	145円	49円

（業績条件付募集新株予約権の発行）

当社は、平成29年５月９日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしました。

新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の数　967個

(2) 発行価額　新株予約権１個当たり1,000円

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数　新株予約権１個当たり当社普通株式100株

(4) 行使価額　１株当たり1,338円

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 行使期間　平成31年７月１日から平成36年５月23日までとする。

(7) 譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の平成31年３月期または平成32年３月期のいずれかの期における営業利益が680百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を、当該営業利益を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月１日（以下、「権利行使開始日」という。）から行使することができる。

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

② 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、各新株予約権者に割当てられ、行使可能となった権利の一部又は全部を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 権利行使開始日以降、割当てられた本新株予約権の３分の１について行使することができる。

(b) 権利行使開始日から１年が経過する日以降、割当てられた本新株予約権の３分の２について行使することができる。

(c) 権利行使開始日から２年が経過する日以降、割当てられた本新株予約権のすべてについて行使することができる。

(d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権の相続は、新株予約権の法定相続人に限りこれを認める。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(9) 新株予約権の割当日　　平成29年５月24日

(10) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社の取締役、監査役及び従業員　　50名　967個

９．その他の注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日)が当事業年度末に係る計算書類から適用できるようになったことに伴い当事業年度から当該適用指針を適用しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年５月12日

株式会社シンクロ・フード
　取締役会御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ
指定有限責任社員業務執行社員　公認会計士　伊集院　邦光　印
指定有限責任社員業務執行社員　公認会計士　伊藤　裕之　印

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社シンクロ・フードの平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第１４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、当社は、平成29年４月１日を効力発生日とする株式分割及び平成29年５月24日を割当日とする業績条件付募集新株予約権の発行をそれぞれ決議いたしました。

平成29年５月15日

株式会社シンクロ・フード 監査役会

常勤監査役
社外監査役　西　岡　　登　　印

社外監査役　井　上　康　知　　印

社外監査役　中　山　寿　英　　印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　取締役５名選任の件

取締役４名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	藤代真一（昭和48年７月５日）	平成11年６月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社 平成15年４月 当社設立　代表取締役（現任）	1,600,000株
2	大須賀康人（昭和47年８月５日）	平成11年６月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社 平成15年４月 当社取締役（現任）	200,000株
3	森田勝樹（昭和52年３月30日）	平成11年５月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社 平成15年４月 当社社外取締役 平成27年４月 当社取締役（現任）	―
4	松崎良太（昭和43年11月14日）	平成３年４月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 平成12年２月 楽天株式会社入社 平成23年２月 サードギア株式会社設立 代表取締役（現任） 平成23年11月 株式会社クラウドワークス取締役 平成25年２月 きびだんご株式会社設立 代表取締役（現任） 平成28年１月 当社取締役（現任）	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
5	※ 中川二博 （昭和35年４月８日）	昭和59年４月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社 平成10年10月 株式会社東海カーセンサー（現株式会社リクルート東海カーセンサー）代表取締役 平成11年６月 株式会社九州カーセンサー（現株式会社リクルート西日本カーセンサー）代表取締役 平成15年４月 株式会社HRマーケティング関西（現株式会社リクルートジョブズ）代表取締役 平成18年４月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）執行役員、株式会社リクルートスタッフィング常務執行役員 平成24年10月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ執行役員 平成25年６月 株式会社JCM取締役 平成26年10月 株式会社リクルートカーセンサー代表取締役 平成28年４月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ顧問	―

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．松崎良太氏及び中川二博氏は社外取締役候補者であります。
当社は、松崎良太氏を、上場証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
また、中川二博氏の選任が承認された場合、同氏を上場証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。
４．松崎良太氏は、事業会社における企業経営に関する豊富な知識を有するとともに、同氏の投資経験や経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、当社の経営体制が更に強化できるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
５．中川二博氏は、事業会社における企業経営に関する豊富な知識を有するとともに、当社の経営全般に対する客観的かつ適切な監督・助言を通して当社の経営体制が更に強化できるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
６．松崎良太氏は現在当社の社外取締役であり、その就任年数は本株主総会終結の時をもって１年５ヶ月となります。
７．当社は松崎良太氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
８．当社は中川二博氏が取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

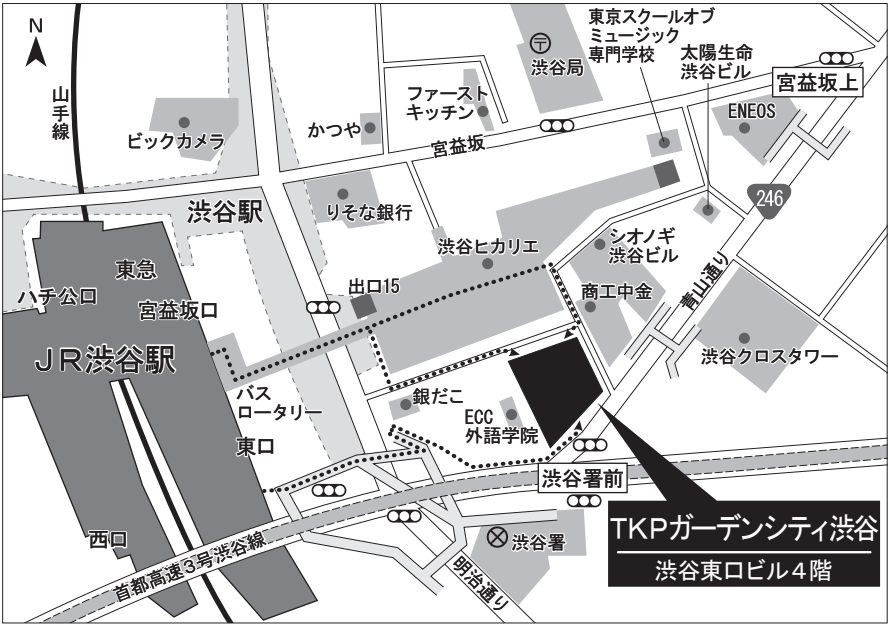
以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号
ＴＫＰガーデンシティ渋谷
ホール４Ｃ（渋谷東口ビル４階）
電話番号　03-6418-1073



〔交　通〕
●ＪＲ山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩約３分
●東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
15番出口より徒歩約２分
●東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩約３分
●京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩約６分